

特定非営利活動法人職業教育評価機構の審議結果について

1. 申請の概要

特定非営利活動法人職業教育評価機構（以下、「機構」という。）から、経営情報ビジネス分野の専門職大学を評価することについて、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った（委員の名簿は別紙1）。

○ 評価方法（案）

評価対象校が作成した自己点検・評価報告書、基礎要件データ及び記述内容の根拠資料をまとめた参照資料集を活用して、書面調査、訪問調査における、ヒアリング、授業・施設設備確認、関連資料の閲覧、インタビュー等を実施し、その結果に基づき評価を実施する。

○ 評価結果（案）

評価結果については、各項目における是正勧告（法令事項など、必ず是正することが求められる重要な課題に付す指摘）の状況を総合的に勘案し、適合か不適合かを判断して認定する。

2. 審査委員会における審査概要

【主な審議内容】

○（評価体制）

評価委員会の委員構成について、評価対象となる専門職大学の関係者や利害関係者が選任され得る構成となっていたため、第三者性を担保した委員構成を検討するとともに、委員の選任条件をより明確にすることを求めた。

その結果、委員の選任条件を明確化した上で、評価対象となる専門職大学の関係者や利害関係者を委員として選任し得ない体制を再構築する旨の回答を得て、第三者性を担保した評価委員会が確立される見込みであることを確認した。

上述の点や機構から提出された各資料を踏まえ、学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていることを確認した（認証の基準は別紙3）。

3. 審査委員会の結論

経営情報ビジネス分野の専門職大学の評価を行う機関として文部科学大臣が認証することが適当。

**第12期中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会**

(臨時委員) 3名

	濱 中 淳 子	早稲田大学総合学術院教授
座 長	前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
	両 角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授

(専門委員) 2名

	川 野 祐 二	エリザベト音楽大学理事長・学長
座長代理	佐 野 慶 子	佐野公認会計士事務所

【今回の審査を行うに当たり委嘱した有識者】

(有識者) 1名

	川 上 智 子	早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授
--	---------	---------------------

専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱

特定非営利活動法人職業教育評価機構

はじめに

専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱（以下「本要綱」という。）は、特定非営利活動法人職業教育評価機構（以下「本機構」という。）が実施する専門職大学「経営情報ビジネス分野」の認証評価（以下「評価」という。）を行うため、評価の実施方法等について、基本的な内容を示したものです。

専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準（以下「本基準」という。）は、学士（専門職）の学位を授与するための課程における教育活動を中心として、専門職大学設置基準等の法令適合性を含めて、専門職大学制度の趣旨に沿い、「経営情報ビジネス分野」の特性に応じて、教育課程、学習成果、教育研究実施組織、教育環境の整備、その他の教育研究活動等の状況について評価を行うための内容を示したものです。

評価は、この基準に適合しているか否かの判断を中心として実施します。

別に定める専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価自己点検・評価報告書作成要領は、本機構が定める基準に基づき実施する評価において、受審する当該専門職大学が作成する自己点検・評価報告書の記述方法・内容等について定めたものです。

また、専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価に係る評価の指針、評価のポイントは、本機構が実施する評価において、当該専門職大学及び評価委員等が、評価の意義と方法を十分に把握し、共通理解をもって評価業務を遂行するとともに、評価の具体的な手順を共有することによって評価手順の透明性を確保するために取りまとめたものです。

本機構の実施する専門職大学認証評価は「専門職大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ために行うものです。

評価にあたってはこの目的を十分に踏まえ、実践的な職業教育に関する社会的な認知度の向上と、関連する企業・団体等との協同関係の一層の向上を目指します。さらに、評価を通して専門職大学が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援し、評価を受けた専門職大学等の意見を踏まえた上で、評価システムの継続した改善等に努めてまいります。

目 次

1	評価の対象	3
2	評価の目的	3
3	評価の基本方針	3
4	評価基準の構成	5
5	評価結果の内容	5
6	評価方法	7
7	認証評価の実施体制	7
8	認証評価結果の公表方法	8
9	認証評価の周期	8
10	教育課程及び教員組織の変更届出	8
11	追評価	8
12	認証評価料	8
13	評価スケジュール	9

1 評価の対象

本基準が対象とする大学とは、以下の要件を備えた専門職大学で、受審の求めに応じ、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を行います。

- (1) 企業等において新規事業やサービス・ビジネスを創出する人材の養成に向け、経営学の領域及び情報通信技術・開発の領域に加えて、国際コミュニケーション能力について、質の高い実践的な職業教育を通して身につけるとともに、豊かな人間性や進展する情報化社会など社会環境の変化に応じた職業倫理も備えた変革・イノベーションを創出する人材の養成を通して、社会の成長・発展に寄与することを基本的な使命としていること。
- (2) 授与する学位が情報経営イノベーション学士（専門職）又はこれに相当する名称のものであること。

2 評価の目的

本機構が定める本基準に基づき、専門分野の特性に応じて、使命・目的、教育課程、教育方法、学習成果、学生の受入れ・支援、教育研究実施組織等、教育環境の整備、社会との関係その他教育研究活動の状況について評価を行い、適合認定結果を公表することを通して、次の目的の達成を目指します。

- (1) 実践的な職業教育の質・水準の明確化を図り、社会に対して保証すること。
- (2) 専門職大学が、評価結果に応じて、自ら改善を図ることや教育研究活動等の向上に向け、継続的な改善活動に取り組むことを支援すること。
- (3) 専門職大学が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援すること。
- (4) 専門職大学が行う実践的な職業教育について、社会的認知度の向上を図り、関連する企業・団体等との協同関係の向上を図ることを支援すること。

3 評価の基本的方針

評価の実施にあたって、本機構は次のように基本方針を定めます。

- (1) 専門職大学教育の特色に沿った評価基準の策定と基準に基づく評価
専門職大学の教育研究活動等の水準・質を保証するために、本基準を策定し、評価基準を満たしているか否かの評価を行います。本基準の策定にあたっては、大学関係者のみならず、広く社会に意見を聞く機会を設定し、専門職大学の教育研究活動等の特色に沿った評価基準となるように努めます。

(2) 教育活動を中心とする評価

専門職大学が専ら専門職業人育成のための教育を行うことを目的としていることから、教育活動を中心とした評価を実施します。

(3) 専門職大学の理念・目的の実現に向けた取組みを重視する評価

専門職大学の理念・目的を実現する取組みにおける努力やその達成状況の観点から評価を行います。教育研究活動等の状況が具体的に学習成果に結びついているかについて、学生への学習支援、卒業生の進路先の評価など客観的状況を追跡して評価します。

(4) 自己点検・評価に基づく評価

評価は、教育活動等の質的向上に向けた専門職大学の主体的な取組を支援するためのものでありますから、本基準に基づき専門職大学が自ら点検・評価を行うことが重要です。

評価は、評価対象の専門職大学が作成する自己点検・評価書及び根拠となる資料・データ等を分析し、その結果を踏まえて実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

教育・研究活動や管理運営に直接責任を負っている教職員を評価者の中心に据え、さらに、専門職大学の課程に係る分野に関し実務経験を有する識者を加えた評価体制を構築し、その経験と理解に立って評価します。

評価にあたっては、本基準が定める事項の趣旨、評価対象専門職大学の取組内容等について、当該専門職大学及び評価者が相互に十分な共通理解のもとに評価します。

(6) 継続的な改善・向上を支援する評価

評価の結果、見出された改善点に対する改善状況の更なる評価を通じて、継続的な改善・向上の支援を行います。評価結果では、適合認定結果とともに、是正勧告、長所、改善課題について記載し、是正勧告、改善課題など改善を要する点は、対応状況を継続的に確認します。

(7) 国際的な質保証の動向を踏まえた評価

評価基準の策定及び評価の実施にあたっては、国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点や手法との整合性をとり、国際的にも通用する評価を行います。

(8) 透明性の高い評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い評価とします。また、社会とのつながりを重視したより精度の高い評価をめざして、評価の実績及び受審した専門職大学等の意見も踏まえ、評価システム及び組織運営について自己点検・評価の上、改善を継続的に図ります。なお、評価機関、評価方法、組織運営等の情報は、本機構ホームページに公表します。

4 評価基準の構成

評価基準は、次の5つ大項目により構成されています。

- | | | |
|-------------|------------------|-------------|
| 1 使命・目的 | 2 教育課程、教育方法、学習成果 | 3 学生の受入れ・支援 |
| 4 教育研究実施組織等 | 5 教育環境の整備、社会との関係 | |

(1) 大項目の趣旨説明

大項目の趣旨説明は、専門職大学「経営情報ビジネス分野」としての基本的な使命を果たすとともに専門職大学ごとの目的を実現するために必要な内容を示したものです。

(2) 法令等の基礎要件

法令等の基礎要件は、評価の前提として、法令事項など基礎的な要件を確認するため、必要な事項を様式化して、自己点検・評価報告書とともに提出を求めるものです。基礎要件の範囲は大項目に対応する専門職大学設置基準等に定められた事項の現状を説明するものとなります。具体的な事項は別紙に示します。

(3) 中項目・評価の視点

中項目・評価の視点は、大項目の趣旨を踏まえて、受審する専門職大学が自己点検・評価を行うための指標であり、本機構が評価を行う際の判断基準として共通の機能を持っています。

5 評価結果の内容

専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準に従い評価を行った結果の内容は、次のような構成で評価結果を表現します。

(1) 評価結果報告書の構成

I 認証評価結果	専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準に適合/不適合していると認定する。 認定期間は、年月日から年月日までとする。(5年間) ※基準に適合しているか否かについては、評価結果における問題となる事項(是正勧告)の状況を総合的に判断して認定します。 特に重大な是正勧告がある場合には「不適合」と判定します。
II 総評	評価の状況(全体像)について総括的記載します。

Ⅲ 各項目の概評・ 提言	概評：大項目ごとに評価の概要を記載します。 提言：中項目において該当する場合、下記要領で記載します。	
	長所	当該分野の専門職大学として求められる基本事項に関して基本的使命を果たすために成果を上げている又は十分に機能している取組や専門職大学毎に掲げる目的の実現に向けた取組で成果が上がっている又は十分に機能している事柄
	特色	専門職大学毎に掲げる目的の実現に向けた特長ある取組で、長所として取り上げるまでは当たらないが、今後、成果が期待できる又は個性的な取組として評価ができる事柄
	改善課題	法令事項又は専門職大学として求められる基本事項に関して是正勧告までは当たらないものの、改善のために検討が望まれる課題又は個別の専門職大学の更なる向上のために、改善に向けた検討が望まれる課題で、具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事柄
	是正勧告	法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題で、具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事柄

(2) 提言の区分と要件

事項別区分	本基準において、当該分野の専門職大学としての求められる基本要件として示した事項	本基準において、法令等の基礎要件等として示した専門職大学に関わる法令事項	各専門職大学が掲げる目的に応じた独自の取組に関する事項
提言の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・改善課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・改善課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・改善課題

(3) 評価結果に対する対応

- ①是正勧告及び改善課題の提言を受けた場合、評価年度の翌年9月に、改善報告についての聴取を行います。

②是正勧告の提言を受けた場合、当該専門職大学は、改善に向けた具体的な計画策定などの措置を講じて改善を図ることが必要となります。改善報告書は、評価実施年度の翌年度から3年後の7月までに本機構に提出する必要があります。

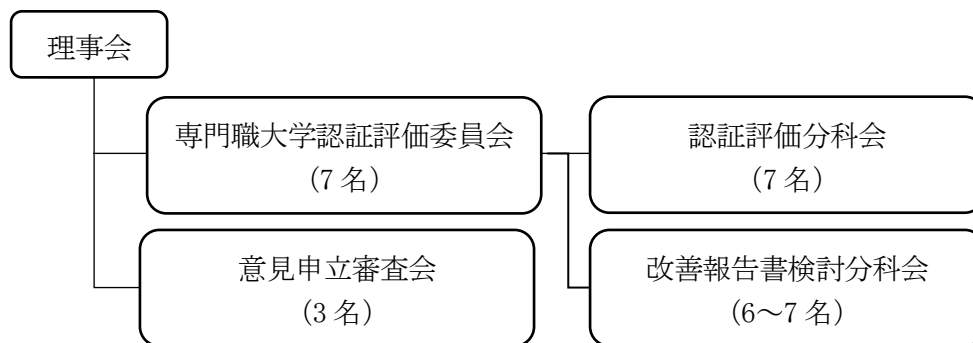
③改善課題の提言を受けた場合、当該専門職大学は、改善に向けた具体的な計画策定などの措置を講じて改善に努めることが求められます。改善状況は、次回評価の際に確認します。

6 評価方法

本機構が定める専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価の実施要綱に基づき評価を実施します。必要な様式は別に定めます。

- (1) 受審する専門職大学は自己点検・評価報告書、法令等の基礎要件資料、評価報告書の記述に関する参照資料集等を本機構に提出します。
- (2) 自己点検・評価報告書、法令等の基礎要件及び記述に関する参照資料集等に基づき、認証評価分科会において、書面調査、ヒアリング及び訪問調査時における、授業見学、施設設備確認、関連資料の閲覧、インタビュー等。

7 認証評価の実施体制



(1) 専門職大学認証評価委員会

専門職大学認証評価の運営全般を担当。原則として、理事会が選任する7名で構成します。

委員は、評価対象専門職大学の教職員等以外の者で、専門職大学制度及び大学教育並びに認証評価に知見を有する者4名、学校法人及び大学経営等に知見を有する者1名、経営情報ビジネス分野に関連のある業界関係者1名、専門職大学に接続する高等学校等関係者1名を選任します。

(2) 認証評価分科会

評価対象専門職大学ごとに設置し、評価を担当します。専門職大学認証評価委員会が

選任する7名の委員で構成します。委員は、評価対象専門職大学の教職員等及び利害関係者以外の者で、認証評価に知見を有する者1名、専門職大学等関係者4名（情報系分野2名、経営系分野1名、その他分野1名）経営情報ビジネス分野に関連のある業界関係者1名、学校法人及び大学経営等に知見を有する者1名で構成します。なお、専門職大学等関係者には、実務家教員を1名以上選任するものとします。

(3) 意見申立審査会

本機構の理事会が選任した3名(専門職大学認証評価委員会、認証評価分科会、改善報告書検討分科会の各委員は対象外)で構成します。委員は、原則として専門職大学関係者から1名、外部の有識者から2名選任します。

(4) 改善報告書検討分科会

評価結果に是正勧告があった場合に受審専門職大学から提出される改善報告書の検討・受理等に関する検討を担当します。(2)の分科会と同メンバーとします。

(5) 評価者研修

各委員会、部会の委員は、適切、公正、かつ円滑に評価業務を遂行できるように、本機構が開催する研修会への受講を求めます。

8 認証評価結果の公表方法

認証評価結果は、刊行物及びウェブサイトに掲載し、公表します。また、認証評価の対象とした専門職大学から提出があった自己点検・評価報告書も同様とします。

9 認証評価の周期

当該分野の専門職大学は、開設の日から5年以内に認証評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内ごとに評価を受けるものとします。

10 教育課程及び教員組織の変更届出

次の評価を受ける前に、評価基準「評価の視点」として定めている事項に変更があった場合は、本機構あて届け出るものとします。届けられた事項が基準に適合しているかについて確認し、結果を評価結果に付記します。

11 追評価

専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準に適合していないと判定された場合には、評価実施年度の翌々年度まで、別に定める手続きに従って、「適合していない」と判定された根拠となった基準の範囲に限定して追評価を実施します。

この追評価において、「先の評価において不適合と判定された状況が解消している」と

判断した場合は、先の評価結果と併せて、専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準に適合しているとして、その旨を公表します。

12 認証評価料

- (1) 基本費用 1回の評価につき、260万円（消費税は除く）
 追評価費用 1回の追評価につき、130万円（消費税は除く）
 ただし、上記は、会員校が受審する金額で、会員校以外の場合は、年会費に評価期間（5年間）を乗じた金額を加算します。
- (2) 追加費用等
 本機構が定める近接地以外の宿泊を要する遠隔地の訪問調査については、交通費・宿泊費は大学の負担となります。訪問調査終了後、本機構が手配した実費について、請求書に基づき支払うものとします。
 認証評価料は所定の「自己点検・評価報告書」及び参照資料集等を受領後、本機構の発行する請求書に基づき支払うものとします。

13 評価スケジュール

大学による自己点検・評価の作成	評価年度の前年度
受審の申込	評価年度の前年度2月
自己点検・評価報告書、資料の提出	評価年度 6月下旬
書面調査	評価年度 7月から9月上旬
ヒアリング調査	評価年度 10月下旬から11月上旬
訪問調査	評価年度 11月中旬から12月上旬
認証評価分科会（評価結果）	評価年度 12月中旬
認証評価委員会（評価結果）	評価年度 12月中旬から下旬
評価結果（案）の通知	評価年度 1月上旬
大学による意見申立て	評価年度 1月中旬から下旬
意見申立てに係る審査会	評価年度 2月上旬から下旬
評価結果の確定・通知・公表	評価年度 3月
評価結果に係る改善に向けた報告	評価結果の通知を受けてから6か月後
改善報告書の提出（是正勧告がある場合）	評価結果の通知を受けてから2年後
改善報告書の検討結果通知	改善報告書の受理から9か月後

令和5年6月発行 (禁無断転載)

専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱

発行 特定非営利活動法人職業教育評価機構

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6階

電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-9625

認証評価機関の審査について

○認証評価機関の審査においては、以下の規定に基づき審査を行うこととされている。

学校教育法（抄）

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第百九条 （略）

2 （略）

3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 （略）

5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

6・7 （略）

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

- 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。
- 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- 4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5・6 (略)

第一百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第一百十条第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

学校教育法施行令（抄）

第四十二条 法第九十四条（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

学校教育法施行規則（抄）

第一百六十八条 (略)

- 2 学校教育法第九十条第三項の認証評価に係る同法第一百十条第一項の申請は、専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第一百六十九条 学校教育法第一百十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 役員（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人）の氏名
- 三 評価の対象
- 四 大学評価基準及び評価方法
- 五 評価の実施体制
- 六 評価の結果の公表の方法
- 七 評価の周期
- 八 評価に係る手数料の額

九 その他評価の実施に関し参考となる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書面

四 認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

第百七十条 学校教育法第百十条第三項に規定する細目は、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条 学校教育法（以下「法」という。）百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての現地調査が含まれていること。

五 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教育研究実施組織等に関すること。

ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。

ハ 施設及び設備に関すること。

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

- 四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。
- 五 法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
 - 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
 - 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教育研究実施組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

中央教育審議会令（抄）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

大学分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。 二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
-------	--

2～6 （略）

5 文科高第 4 9 4 号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和5年7月14日

文部科学大臣 永岡 桂子

(理由)

特定非営利活動法人職業教育評価機構から、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

文部科学大臣
永岡桂子様

特定非営利活動法人職業教育評価機構
理事長 井澤勇治

認証評価機関申請書

学校教育法第110条の規定に基づき、下記のように認証の申請を行います。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請内容

- (1) 名称及び事務所の所在地
- (2) 役員職氏名
- (3) 認証評価の対象
- (4) 認証評価基準及び評価方法
- (5) 認証評価の実施体制
- (6) 認証評価結果の公表方法
- (7) 認証評価の周期
- (8) 認証評価に係る手数料の額
- (9) その他評価の実施に関し参考となる事項

2 添付資料

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 機構役員名簿
- (4) 機構組織図
- (5) 機構あゆみ
- (6) 今後5年間の収支計画
- (7) 財産目録
- (8) 貸借対照表
- (9) 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱
- (10) 評価料積算内訳
- (11) 追評価料積算内訳
- (12) 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準
- (13) 基礎要件データ一覧
- (14) 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価に係る評価の指針・評価のポイント

- (15) 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価自己点検・自己評価報告書作成要領
- (16) (様式)自己点検・評価報告書
- (17) 認証基準（学教法等）と申請内容との対比表
- (18) 評価基準と設置基準との対比表
- (19) 認証評価体制委員候補者名簿
- (20) 評価基準検討委員会審議経過
- (21) 評価基準検討委員会委員名簿
- (22) パブリックコメント回答
- (23) 職業教育評価機構個人情報保護規程
- (24) 職業教育評価機構第三者評価における守秘義務に関する規程
- (25) 職業教育評価機構経理規程
- (26) 上記勘定科目
- (27) 上記細則
- (28) 認証評価以外の業務に関する状況
- (29) 認証評価対象大学一覧

本件連絡先
特定非営利活動法人職業教育評価機構
(旧名称：私立専門学校等評価研究機構)
事務担当者 事務局長代行 真崎裕子
E-mail : masaki@hyouka.or.jp
電話 03-3373-2914

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称【添付資料1 定款】【添付資料2 履歴事項全部証明書】
特定非営利活動法人職業教育評価機構（旧私立専門学校等評価研究機構）
- (2) 事務所の所在地 【添付資料1】【添付資料2】
〒151-0053
東京都渋谷区代々木一丁目58番1号 石山ビル6階
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会内

2 役員の職氏名【添付資料2】【添付資料3 機構役員名簿】

機構役員名簿のとおり、代表理事のみ登記

3 評価の対象【添付資料9 認証評価実施要綱3P1 評価の対象】

評価の対象とする大学とは、以下の要件を備えた専門職大学である。

- (1) 企業等において新規事業やサービス・ビジネスを創出する人材の養成に向け、経営学の領域及び情報通信技術の領域に加えて、国際コミュニケーション能力について、質の高い実践的な職業教育を通して身につけるとともに、豊かな人間性や職業倫理も備えた変革・イノベーションを創出する人材の養成を通して、社会の成長・発展に寄与することを基本的な使命としていること。
- (2) 授与する学位が情報経営イノベーション学士（専門職）または、これに相当する名称のものであること。

4 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準及び評価方法

【添付書類9】【添付書類12 認証評価基準】【添付書類13 基礎要件データ一覧】

【添付書類14 評価の指針・評価のポイント】

専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価は、特定非営利活動法人職業教育評価機構（以下「本機構」という。）が学校教育法第109条第3項、同法 第110条第2項、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の規定に基づき定めた専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準（令和4年12月1日決定以下「評価基準」という。）に基づき評価を実施する。

(1) 基準の構成

①大項目

評価基準は、専門職大学「経営情報ビジネス分野」の教育研究活動等の水準の維持向上と質保証を図ることを目的として、5個の大項目の基準を設定している。

- | | | |
|-----------|---------------------|-------------|
| 1 使命・目的 | 2 教育課程・学習成果 | 3 学生の受入れ・支援 |
| 4 教員・教員組織 | 5 専門職大学の運営・改善・情報の公表 | |

②「大項目の趣旨説明」「基礎要件」「中項目・評価の視点」

大項目は「大項目の趣旨説明」「基礎要件」及び「中項目・評価の視点」で構成している。

○大項目の趣旨：大項目の趣旨を説明したもので、専門職大学「経営情報ビジネス分野」の基本的な使命を果たすとともに大学ごとの目的を実現するために必要な内容を説明している。

○基礎要件：評価の前提として、法令事項など基礎的な要件を確認するため、必要な事項を様式化して、自己点検・評価報告書とともに提出する。

○中項目：大項目の趣旨を踏まえて、中項目・評価の視点を定めている。これらの視点は、受審する専門職大学が自己点検・評価を行うための視点であり、本機構が評価を行う際の視点として共通の機能を持っている。

評価の視点は、性質別に、専門職大学として求められる基本的事項、専門職大学に関わる法令事項、及び各専門職大学が掲げる目的に等に応じて取組む事項を示している。

(2) 評価結果の表現

I 認証評価結果	適合/不適合 認定期間（5年間） 年月日 から年月日までとすると表記 適合/不適合は、評価結果における問題点（是正勧告）の状況を総合的に勘案して判断して認定する。																											
II 総評	評価の状況（全体像）について総括的記載する。																											
III 各項目の概評・提言	概評：大項目ごとに評価の概要を記載 提言：中項目ごとに該当する状況があれば下記要領で記載 <table border="1" data-bbox="528 1104 1348 1458"> <tr> <td data-bbox="528 1104 687 1149">長所</td> <td colspan="3" data-bbox="687 1104 1348 1149">成果があがっている又は十分に機能している取組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1149 687 1193">特色</td> <td colspan="3" data-bbox="687 1149 1348 1193">当該専門職大学の特長ある取組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1193 687 1328">検討課題</td> <td colspan="3" data-bbox="687 1193 1348 1328"> 質の維持及び向上のために検討が望まれる課題 具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1328 687 1458">是正勧告</td> <td colspan="3" data-bbox="687 1328 1348 1458"> 法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事項 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="528 1503 1348 1856"> <tr> <td data-bbox="528 1503 735 1722">事項別提言の内容</td> <td data-bbox="735 1503 940 1722">当該分野の専門職大学としての求められる基本事項</td> <td data-bbox="940 1503 1144 1722">専門職大学に関わる法令事項</td> <td data-bbox="1144 1503 1348 1722">各専門職大学が掲げる目的に応じた取組事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1722 735 1856">認証評価結果における提言</td> <td data-bbox="735 1722 940 1856"> <ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 </td> <td data-bbox="940 1722 1144 1856"> <ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 </td> <td data-bbox="1144 1722 1348 1856"> <ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題 </td> </tr> </table>				長所	成果があがっている又は十分に機能している取組			特色	当該専門職大学の特長ある取組			検討課題	質の維持及び向上のために検討が望まれる課題 具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事項			是正勧告	法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事項			事項別提言の内容	当該分野の専門職大学としての求められる基本事項	専門職大学に関わる法令事項	各専門職大学が掲げる目的に応じた取組事項	認証評価結果における提言	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題
長所	成果があがっている又は十分に機能している取組																											
特色	当該専門職大学の特長ある取組																											
検討課題	質の維持及び向上のために検討が望まれる課題 具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事項																											
是正勧告	法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事項																											
事項別提言の内容	当該分野の専門職大学としての求められる基本事項	専門職大学に関わる法令事項	各専門職大学が掲げる目的に応じた取組事項																									
認証評価結果における提言	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題 																									

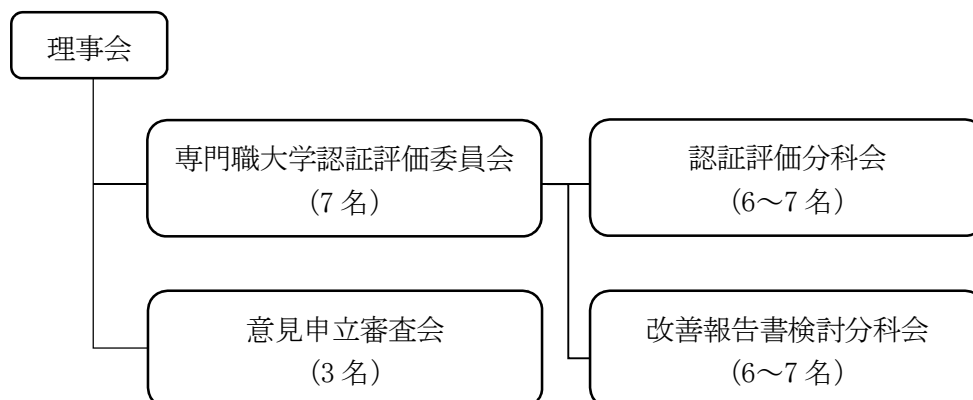
(3) 評価方法

本機構が定める専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱(以下「実施要綱」、専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価に係る評価の指針・評価のポイント(以下「評価の指針・評価のポイント」)に基づき評価を実施する。

①受審する専門職大学は専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価自己点検・評価報告書作成要領(以下「評価報告書作成要領」という。)にしたがって自己点検・評価報告書、基礎要件データ、評価報告書の記述に関する根拠資料をまとめた参照資料集等を本機構に提出する。

②本機構では、自己点検・評価報告書、基礎要件データ及び記述内容の根拠資料をまとめた参照資料集に基づき、書面調査、訪問調査における、ヒアリング、授業、施設設備確認、関連資料の閲覧、インタビュー等の結果に基づき評価を実施する。

5 認証評価の実施体制【添付書類9 認証評価実施要綱7P】



(1) 専門職認証評価委員会

専門職大学認証評価の運営全般を担当。理事会が選任する7名で構成する。

(2) 認証評価分科会

受審専門職大学ごとに設置し、評価を担当する。専門職大学等関係者(経営系2名、情報系2名、その他1名、公認会計士1名)委員の選任は専門職大学認証評価委員会が選任する6名から7名で構成する。

(3) 意見申立審査会

本機構の理事会が選考した3名(専門職認証評価委員会、認証評価分科会、改善報告書検討分科会の各委員は対象外)で構成する。

(4) 改善報告書検討分科会

評価結果に是正勧告があった場合に受審専門職大学から提出される改善報告書の検討・受理等に関する検討を担当する部会。(2)の分科会と同メンバーとする。

(5) 評価者研修

各委員会、部会の委員は、適切、公正、かつ円滑に評価業務を遂行できるように、本機構が開催する研修会を受講しなければならない。

(6) 会計処理【添付資料 6 今後 5 年間の収支計画】【添付資料 24 経理規程】
認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費は、区分するものとする。

6 認証評価結果の公表方法【添付資料 9 認証評価実施要綱 7 P】

認証評価結果は、刊行物及びウェブサイトに掲載し、公表する。また、認証評価の対象とした専門職大学から提出があった自己点検・評価報告書も同様とする。

7 認証評価の周期【添付資料 9 認証評価実施要綱 8 P】

専門職大学「経営情報ビジネス分野」の専門職大学は開設の日から 5 年以内に認証評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 5 年以内ごとに評価を受けるものとする

8 認証評価に係る手数料の額【添付資料 9 認証評価実施要綱 8 P】

評価手数料 3,200,000 円（消費税別）

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 号関係）

【添付資料 9 認証評価実施要綱 7 P】

評価対象の専門職大学は、評価結果について、本機構に対して意見の申立てを行うことができること、申立てに対しては「意見申立審査会」を設置して客観的な審査体制を整備することとしている。

(2) 認証評価機会の保障（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）

【添付資料 9 認証評価実施要綱 6 P】

添付資料 9 認証評価実施要綱中、6 評価方法、13 評価スケジュールにおいて、申込みを受け付け、評価を行うこととしている。評価の対象とする要件を備えた専門職大学からの受審申込に対して特段の条件を付記していない。

(3) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の取扱い（学校教育法第 110 条第 2 項規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

添付資料 9 認証評価実施要綱中、10 教育課程及び教員組織の変更届出に、次の評価を受ける前に標記の変更があった場合は、本機構あて届出ることとしている。

(4) 再度評価についての取扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 1 条第 3 項関係）

添付資料 9 認証評価実施要綱中、11 追評価として、評価実施年度の翌々年度まで、別に定める手続きに従い、適合していないと判定された基準の範囲で追評価を実施することとしている。追評価において、当該基準を満たしていると判定した場合は、先の評価結果と併せて、本基準に適合している旨を公表することとしている。

(5) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第110条第2項第4号関係）

本機構は、平成16年9月14日付で東京都知事から特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構として認証され、令和4年9月27日で定款変更について認証受け、現在、特定非営利活動法人職業教育評価機構として活動している。特定非営利活動促進法及び本機構定款に基づき適正に運営を行っている。現在まで、法令等違反事由はなく、東京都から改善等の指摘を受けた事実はない。本機構は、添付資料6 今後5年間の収支計画、添付資料7 財産目録、添付資料8 貸借対照表において示した内容のとおり認証評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。

以上

特定非営利活動法人職業教育評価機構役員名簿 50音順

(任期) 令和4年7月1日～令和6年6月30日

区分	氏名	所属等
理事長	井澤 勇治	元 東京都中小企業振興公社理事長 元 東京都生活文化局長
副理事長	荻上 紘一	前大妻女子大学学長 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 名誉教授
理事	合田 隆史	元文部科学省生涯学習政策局長 前尚綱学院大学学長
理事	嵯峨 実允	学校法人藤華学院理事長 一般財団法人東京私立中学高等学校協会副会長
副理事長	関口 正雄	東京メディカル・スポーツ専門学校校長 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会副会長
理事	福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授
理事	船山 世界	日本電子専門学校校長
理事	矢田 部裕文	公益財団法人東京都中小企業振興公社専務理事 元東京都職員共済組合事務局長、東京都産業労働局雇用就業部長
監事	清水 秀樹	清水秀樹公認会計士事務所 公認会計士

定款(抜粋)

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上8人以内

(2) 監事 1人以上2人以内 ※監事9月20日死去に伴い現在1名

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

特定非営利活動法人職業教育評価機構の概要及び 申請のあった評価事業の概要

1. 職業教育評価機構の概要

- 設立目的：
専門学校及び専門職大学等の評価及び調査研究に関する事業を実施することによって、学校運営及び教育内容の充実向上を図り、もって職業教育の発展に貢献するとともに、社会一般に対する正確かつ十分な学校情報の提供を通じて、広く公益に寄与することを目的とする。
- 住所：東京都渋谷区代々木一丁目58番1号 石山ビル6階
- 設立年月日：平成16年9月30日
- 代表者：理事長 井澤 勇治
(元 東京都生活文化局長、前 東京都中小企業振興公社理事長)
- 主な事業：
 - ① 専門学校及び専門職大学等に係る評価システムの構築及び運用事業
 - ② 専門学校及び専門職大学等に関する各種調査研究事業
 - ③ 専門学校及び専門職大学等の質的向上のための助言相談事業
 - ④ 専門学校及び専門職大学等における教育に関する普及啓発事業
 - ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：専門職大学（経営情報ビジネス分野）
- 評価の周期：5年以内ごと
- 評価手数料の額（案）：3,200,000円（消費税別）

- 大学評価基準（案）：
評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学（専門職短期大学）の教育研究活動等の水準の維持向上と質保証を図ることを目的として、5つの大項目で構成される。
- 評価方法（案）：
評価対象校が作成した自己点検・評価報告書、基礎要件データ及び記述内容の根拠資料をまとめた参照資料集を活用して、書面調査、訪問調査における、ヒアリング、授業・施設設備確認、関連資料の閲覧、インタビュー等を実施し、その結果に基づき評価を実施する。
- 評価結果（案）：
評価結果については、各項目における是正勧告（法令事項など、必ず是正することが求められる重要な課題に付す指摘）の状況を総合的に勘案し、適合か不適合かを判断して認定する。
- 対象専門職大学（令和5年7月現在）：
別紙のとおり

認証評価対象大学一覧

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名	設置者
令和2年度 (2020年度)	情報経営イノベーション 大学	情報経営イノベーション 学部	情報経営イノベーション 学科	情報経営イノベーション 学士(専門職)	学校法人 電子学園